

家庭科、技術・家庭科（家庭分野） に関する関連資料 （現行学習指導要領関連資料）

学習指導要領について

- 全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。
- 各学校段階ごとに、それぞれの教科等の目標や最低限教えるべき教育内容を定めている。時代の変化や社会や子供の実態等に対応し、これまで概ね10年に一度改訂が行われてきた。

※幼稚園については幼稚園教育要領、特別支援学校については特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領をそれぞれ定めている。

学習指導要領 前文

…教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を**大綱的**に定めるものである。…

教育課程編成の基本的な考え方

国

- ・ 学習指導要領など、学校が編成する教育課程の大綱的な基準を制定

教育委員会
(設置者)

- ・ 教育課程など学校の管理運営の基本的事項について規則を制定

学 校
(校長)

- ・ 教育課程を編成・実施

学習指導要領の法的な位置付け

教育基本法

- ・ 教育の目的及び目標、義務教育の目的、学校教育の基本的な性格などについて規定

学校教育法

学校教育法
施行規則
(文部科学省令)

- ・ 義務教育の目標、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の目的及び目標について規定
- ・ 小学校等の教科構成、授業時数について規定
- ・ 各学校の教育課程は、教育課程の基準として文部科学大臣が公示する学習指導要領によることについて規定

学習指導要領
(文部科学省告示)

- ・ 教育課程の編成、教育課程の実施と学習評価、児童生徒の発達の支援、学校運営上の留意事項、各教科等の目標及び内容などについて規定
- ・ 学校種（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）ごとに作成

学習指導要領の変遷

平成元年
改訂

社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成
(生活科の新設、道德教育の充実)

平成10～
11年改訂

基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの
[生きる力]の育成(教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設)

平成15年
一部改正

学習指導要領のねらいの一層の実現(例:学習指導要領に示していない内容を指導できることを明確化、個に応じた指導の例示に小学校の習熟度別指導や小・中学校の補充・発展学習を追加)

平成20～
21年改訂

「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス
(授業時数の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入)

平成27年
一部改正

道德の「特別の教科」化 「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換

平成29～
30年改訂

「生きる力」の育成を目指し資質・能力を三つの柱で整理、社会に関かれた教育課程の実現

今次学習指導要領の改訂の経緯

- ・ 現行の学習指導要領等については、平成28年12月に中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」を受けて改訂。

答申		告 示	実 施	移行措置
平成28年12月21日 中央教育審議会	幼稚園	平成29年 3月31日	平成30年4月	平成30年4月～
	小学校		令和2年4月	
	中学校		令和3年4月	
	高等学校	平成30年 3月30日	令和4年度より 年次進行で実施	平成31年4月～
	特別支援学校 (幼稚園及び小学部・中学部)	平成29年 4月28日	幼・小・中・高校に準じて実施	
	特別支援学校 (高等部)	平成31年 2月4日		

学習指導要領の全体構造

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的
に示す

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

学習指導要領の構成 ー小学校の例ー

第1章 総 則

第2章 各 教 科

- 第1節 国 語
- 第2節 社 会
- 第3節 算 数
- 第4節 理 科
- 第5節 生 活
- 第6節 音 楽
- 第7節 図画工作
- 第8節 家 庭
- 第9節 体 育
- 第10節 外 国 語

第3章 特別の教科 道 徳

第4章 外 国 語 活 動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特 別 活 動

現行学習指導要領における家庭科の目標

小学校 家庭科 目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて、日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。
- (3) 家庭生活を大切にすることの心情を育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。

中学校 技術・家庭科 目標

生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、生活や技術に関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活と技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現するなど、課題を解決する力を養う。
- (3) よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

家庭分野の目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。
- (3) 自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

現行学習指導要領における家庭科の目標

高等学校 家庭科 目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養う。

各科目の目標

家庭基礎

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活・環境などについて、生活を主体的に営むために必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養う。

家庭総合

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活・環境などについて、生活を主体的に営むために必要な科学的な理解を図るとともに、それらに係る技能を体験的・総合的に身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを科学的な根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、生活文化を継承し、自分や家庭、地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養う。

現行学習指導要領における家庭科の内容項目一覧（小・中学校）

小学校

第5・6学年

A 家族・家庭生活

- (1) 自分の成長と家族・家庭生活
- (2) 家庭生活と仕事
- (3) 家族や地域の人々との関わり
- (4) 家族・家庭生活についての課題と実践

B 衣食住の生活

- (1) 食事の役割
- (2) 調理の基礎
- (3) 栄養を考えた食事
- (4) 衣服の着用と手入れ
- (5) 生活を豊かにするための布を用いた製作
- (6) 快適な住まい方

C 消費生活・環境

- (1) 物や金銭の使い方と買物
- (2) 環境に配慮した生活

中学校

家庭分野

A 家族・家庭生活

- (1) 自分の成長と家族・家庭生活
- (2) 幼児の生活と家族
- (3) 家族・家庭や地域との関わり
- (4) 家族・家庭生活についての課題と実践

B 衣食住の生活

- (1) 食事の役割と中学生の栄養の特徴
- (2) 中学生に必要な栄養を満たす食事
- (3) 日常食の調理と地域の食文化
- (4) 衣服の選択と手入れ
- (5) 生活を豊かにするための布を用いた製作
- (6) 住居の機能と安全な住まい方
- (7) 衣食住の生活についての課題と実践

C 消費生活・環境

- (1) 金銭の管理と購入
- (2) 消費者の権利と責任
- (3) 消費生活・環境についての課題と実践

現行学習指導要領における家庭科の内容項目一覧（高等学校）

高等学校

家庭基礎

A 人の一生と家族・家庭及び福祉

- (1) 生涯の生活設計
- (2) 青年期の自立と家族・家庭
- (3) 子供の生活と保育
- (4) 高齢期の生活と福祉
- (5) 共生社会と福祉

B 衣食住の生活の自立と設計

- (1) 食生活と健康
- (2) 衣生活と健康
- (3) 住生活と住環境

C 持続可能な消費生活・環境

- (1) 生活における経済の計画
- (2) 消費行動と意思決定
- (3) 持続可能なライフスタイルと環境

D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

家庭総合

A 人の一生と家族・家庭及び福祉

- (1) 生涯の生活設計
- (2) 青年期の自立と家族・家庭及び社会
- (3) 子供との関わりと保育・福祉
- (4) 高齢者との関わりと福祉
- (5) 共生社会と福祉

B 衣食住の生活の科学と文化

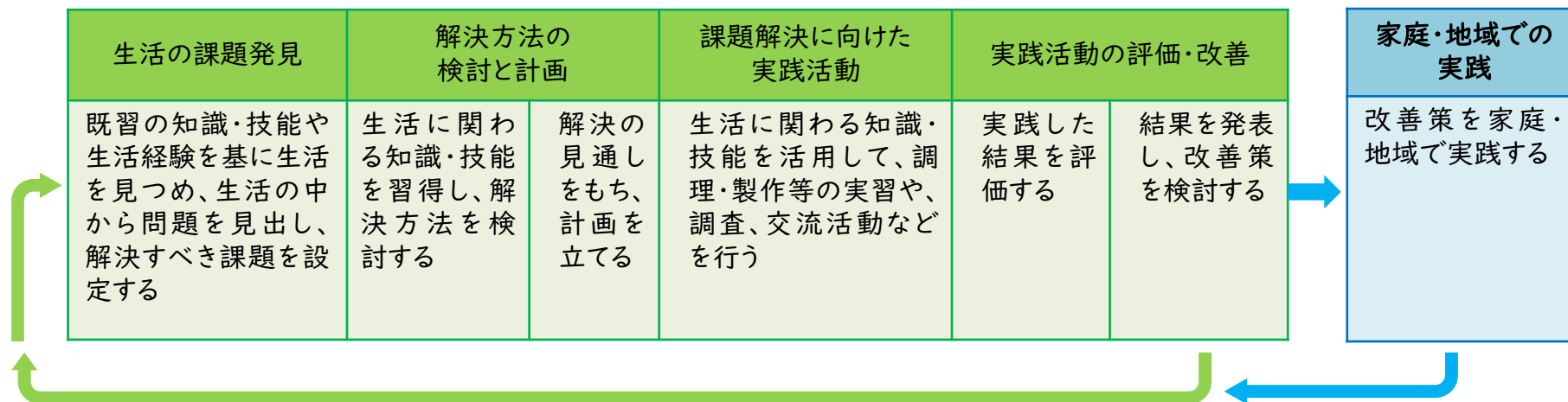
- (1) 食生活の科学と文化
- (2) 衣生活の科学と文化
- (3) 住生活の科学と文化

C 持続可能な消費生活・環境

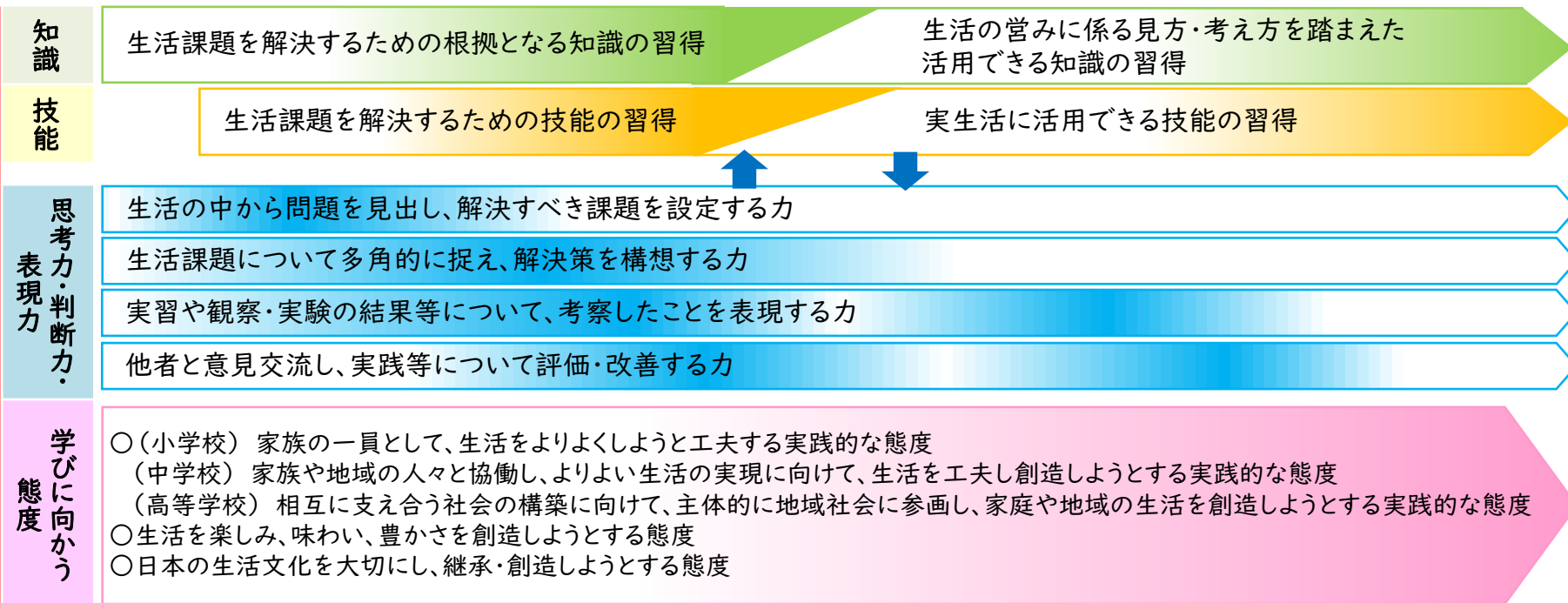
- (1) 生活における経済の計画
- (2) 消費行動と意思決定
- (3) 持続可能なライフスタイルと環境

D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

現行学習指導要領における家庭科、技術・家庭（家庭分野）の学習過程について



目指す資質・能力と学習評価の場面の例



※上記に示す各学習過程は例示であり、上例に限定されるものではないこと

（出典）平成28年12月21日中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」答申（別添11-5）より作成

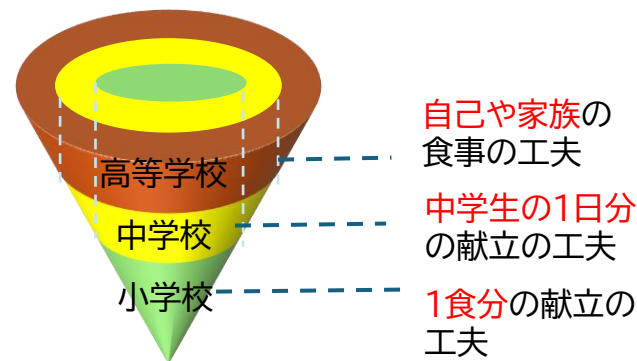
現行学習指導要領における家庭科の内容の系統性について

指導内容における系統性

	内容A	内容B	内容C	内容D
小学校	家族・家庭生活	衣食住の生活	消費生活・環境	-
中学校	家族・家庭生活	衣食住の生活	消費生活・環境	-
高等学校	人の一生と家族・家庭及び福祉	(家庭基礎) 衣食住の生活の自立と設計 (家庭総合) 衣食住の生活の科学と文化	持続可能な消費生活・環境	ホームプロジェクトと学校 家庭クラブ活動

指導項目や指導事項における系統性の例

	指導項目・指導事項
小学校	(3) イ 1食分の献立の工夫
中学校	(2) イ 中学生の1日分の献立の工夫
高等学校	(1) イ 自己や家族の食事の工夫



※小学校での学習を踏まえて中学校、
中学校での学習を踏まえて高等学校の学習を進める。

現行学習指導要領における家庭科の学習対象について

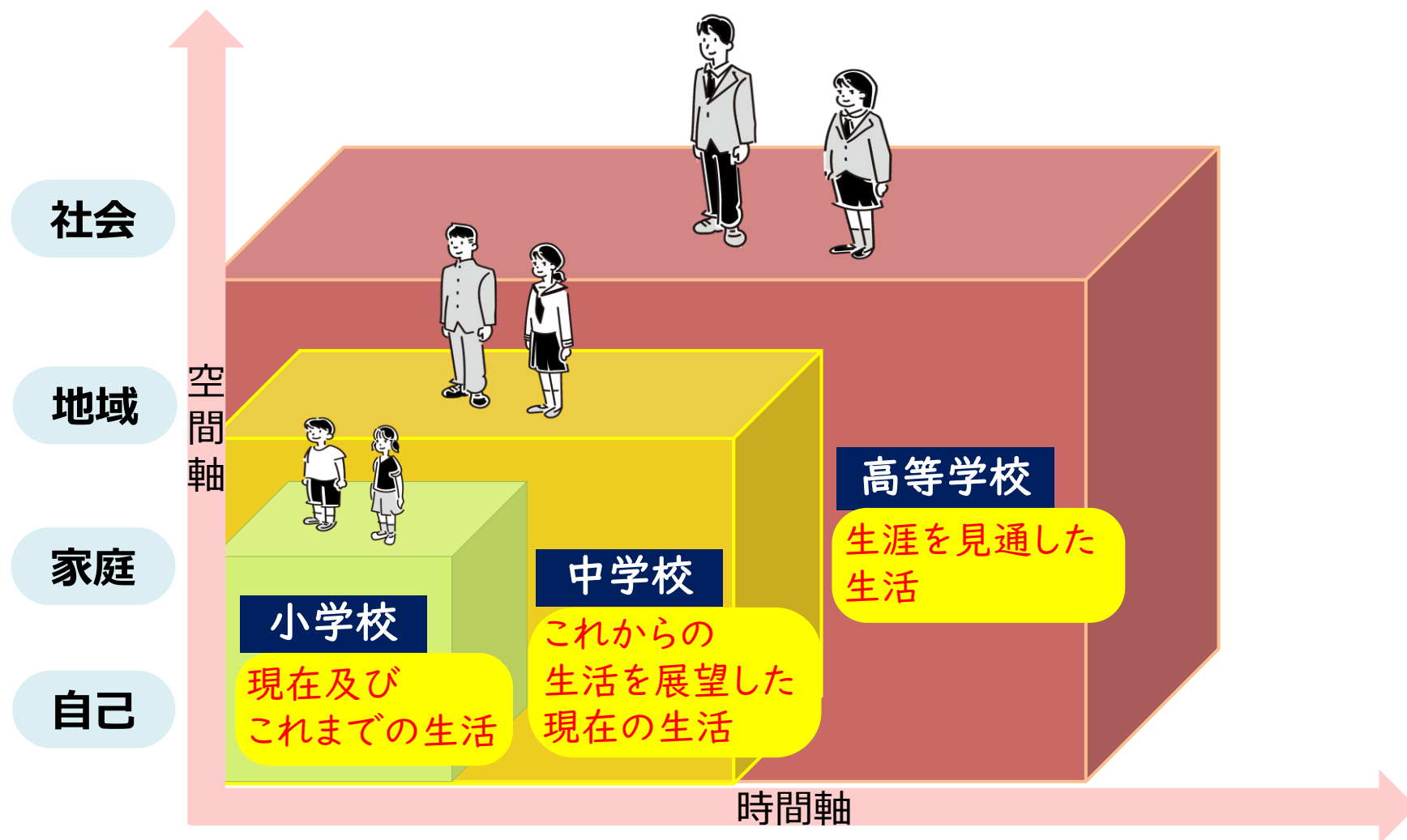
空間軸と時間軸の視点からの学習対象

	目標(1)【知識及び技能】	目標(2)【思考力、判断力、表現力等】	目標(3)【学びに向かう力、人間性等】
小学校	日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付ける	日常生活の中から問題を見いだして(略) 課題を解決する力を養う	生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う
中学校	生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付ける	家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして(略) これからの生活を展望して課題を解決する力を養う	よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う
高等学校	生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付ける	家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして(略) 生涯を見通して生活の課題を解決する力を養う	よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養う

	空間軸の視点から捉えた学習対象	時間軸の視点から捉えた学習対象
小学校	自己と家庭	現在及びこれまでの生活
中学校	家庭と地域	これからの生活を展望した現在の生活
高等学校	家庭、地域、社会	生涯を見通した生活

各学校段階における家庭科の学習と時間軸・空間軸の関係

◆ 学校段階が上がることに伴い、時間軸・空間軸いずれも学習対象が広がっていく

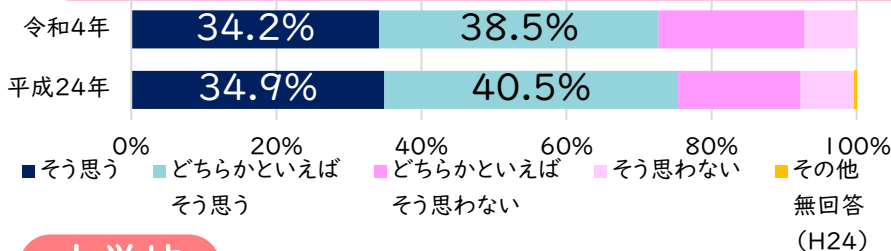


「生活をよりよくするために」という視点につなげていける学習の進捗状況

◆ 生活をよりよくするために、考えたり工夫したりする学習が約7割の小・中・高等学校で行われている

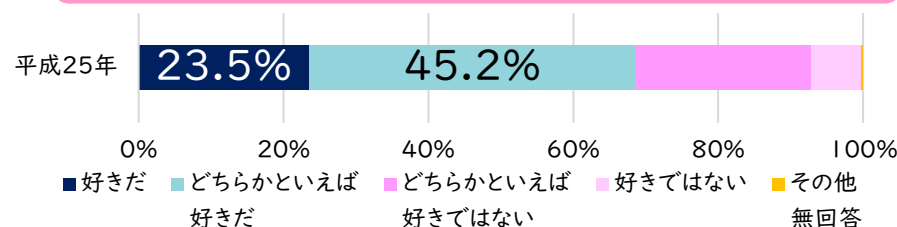
小学校

生活をよりよくするために、自分で考えたり工夫したりすることが好きだ



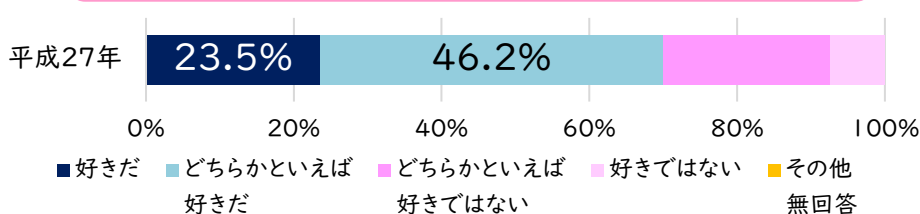
中学校

(H25) 家庭分野の学習で、生活をよりよくするために自分で考えたり工夫したりすることは好きですか

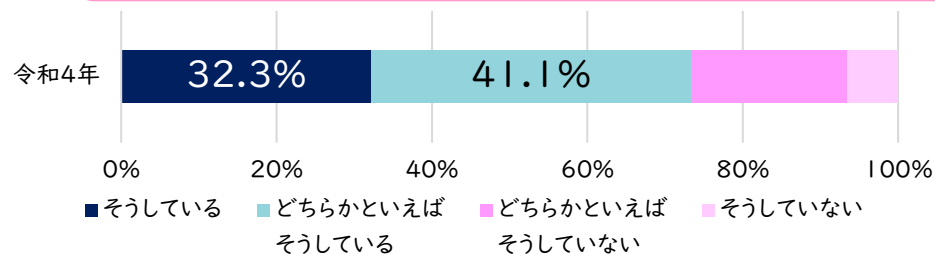


高等学校

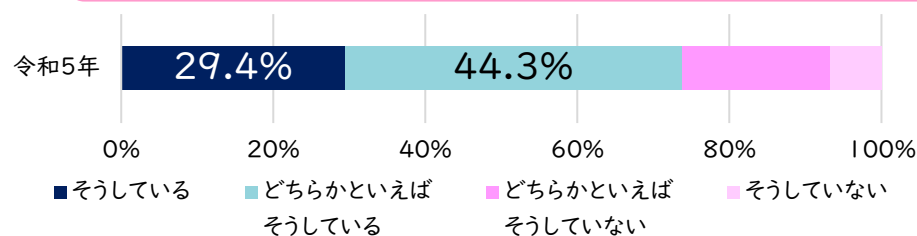
(H27) 家庭科の学習で生活をよりよくするために自分で考えたり工夫したりすることは好きですか



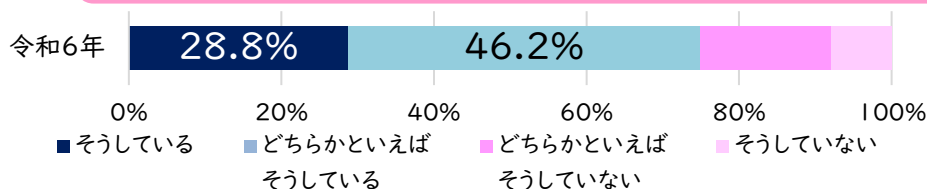
(R4) 学習したことを生かして、よりよく生活するために、計画を立てて取り組んでいる



(R5) 学習したことを生かして、よりよい生活の実現に向けて、計画を立てて取り組んでいる



(R6) 家庭科の授業で学習したことを生かして、よりよい生活の実現に向けて計画を立てて取り組んでいる



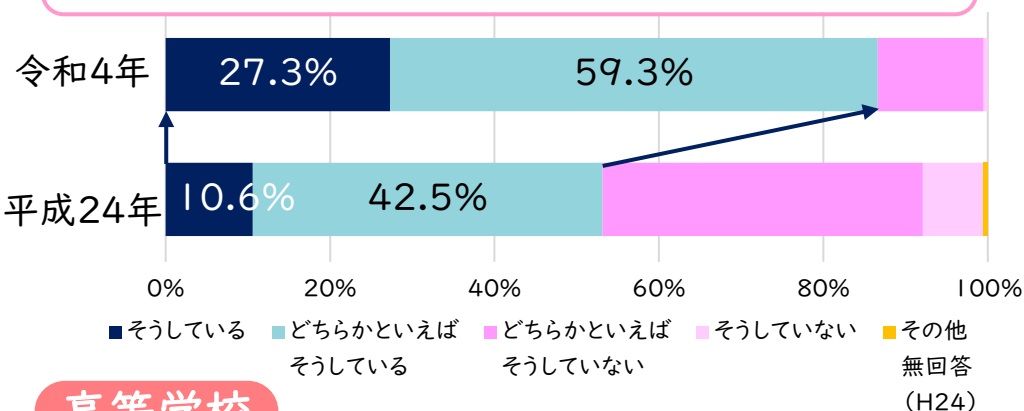
(出典) 学習指導要領実施状況調査より(中学校・高等学校:暫定値)
※調査方法や設問等については、前回調査と異なる場合があることに留意する必要がある。

問題解決的な学習の進捗状況

◆ 各学校段階で、問題解決的な学習を取り入れた授業が進んでいる

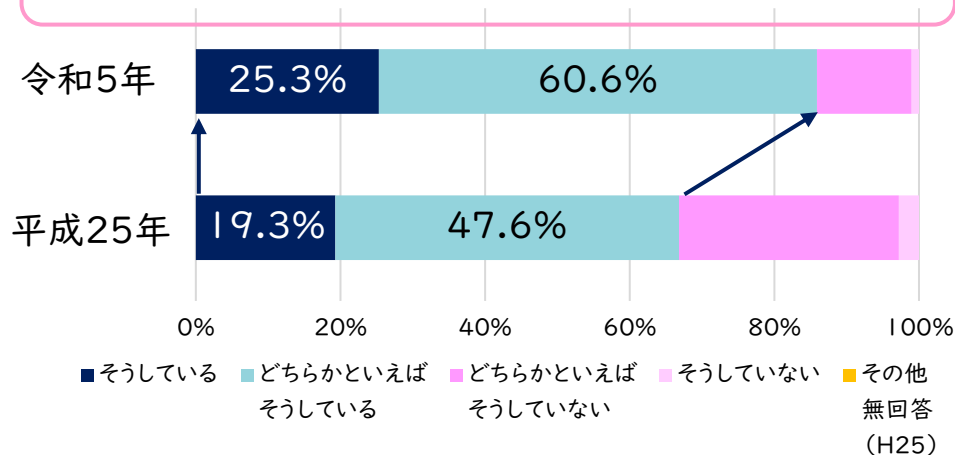
小学校

問題解決的な学習を取り入れた授業を行っている



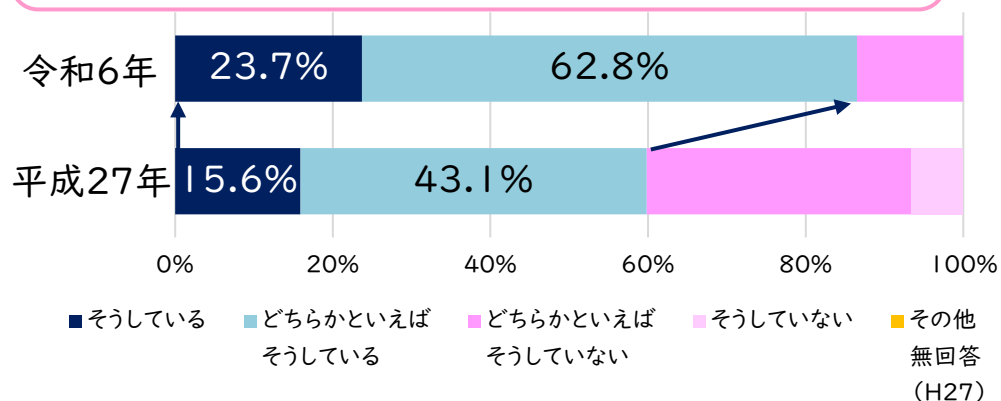
中学校

問題解決的な学習を取り入れた授業を行っている



高等学校

一連の学習過程を意識し、問題解決的な学習を取り入れている

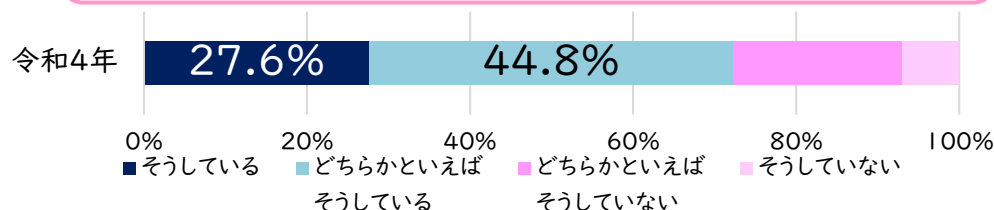


生活の中から問題を見いだして課題を設定する活動の実施状況

◆ 生活の中から問題を見いだして課題を設定して取り組む活動が、約 7～8 割の小・中・高等学校ともに行われている

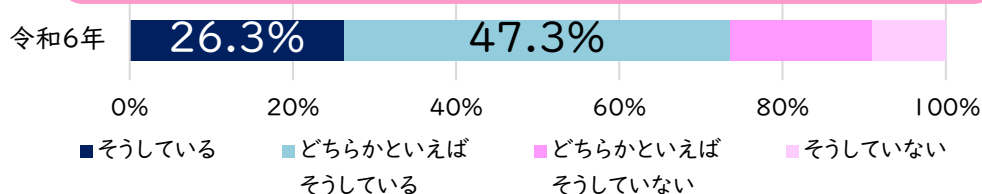
小学校

身近な生活の中から問題を見つけ、課題を決めて取り組んでいる

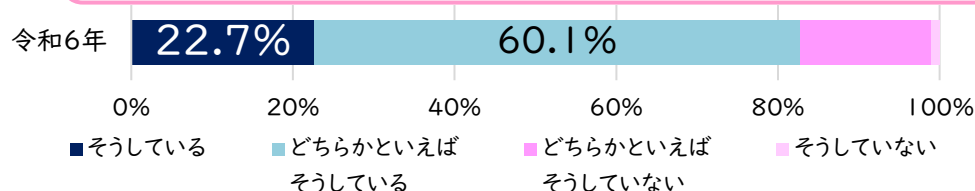


高等学校

家庭や地域及び社会における生活の中にある問題から課題を設定している

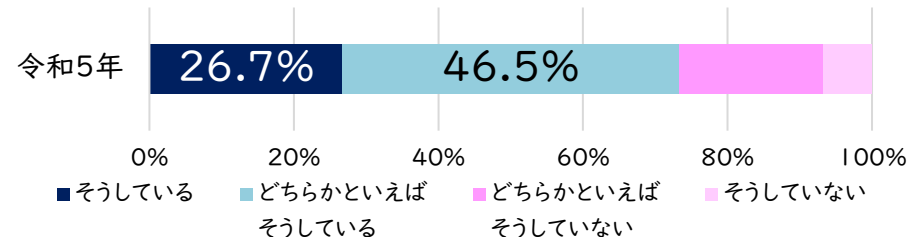


生徒の家族・家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定する活動を行っている

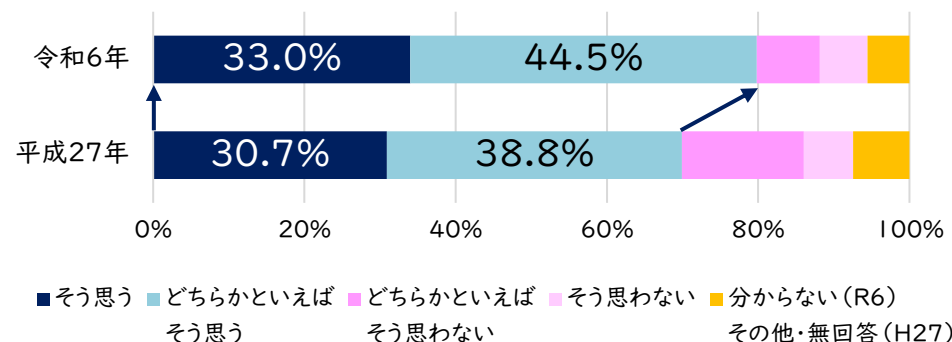


中学校

家族・家庭や地域における生活の中から問題を見つけ、課題を決めて取り組んでいる



家庭科の学習は生活の中から課題を見いだしたり、課題を解決したりする機会になっている



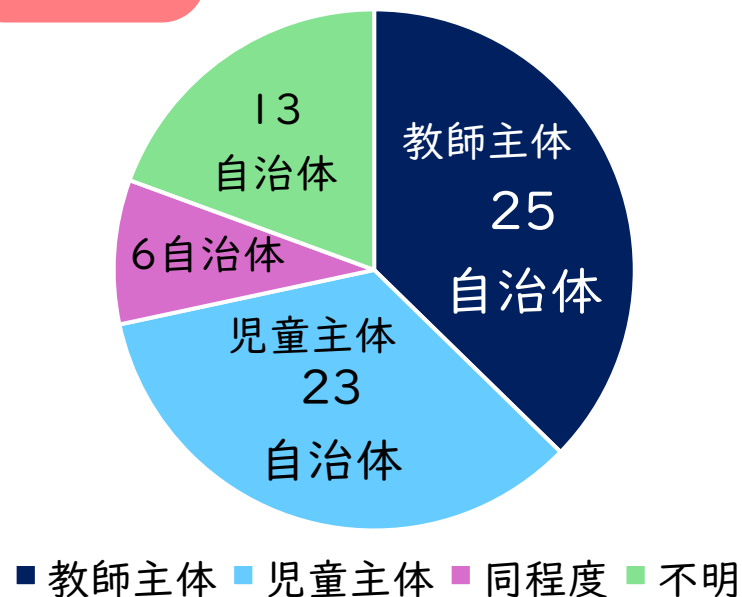
小・中学校における課題設定の主体について

◆ 教師主体で課題設定をしている自治体が特に中学校で多い

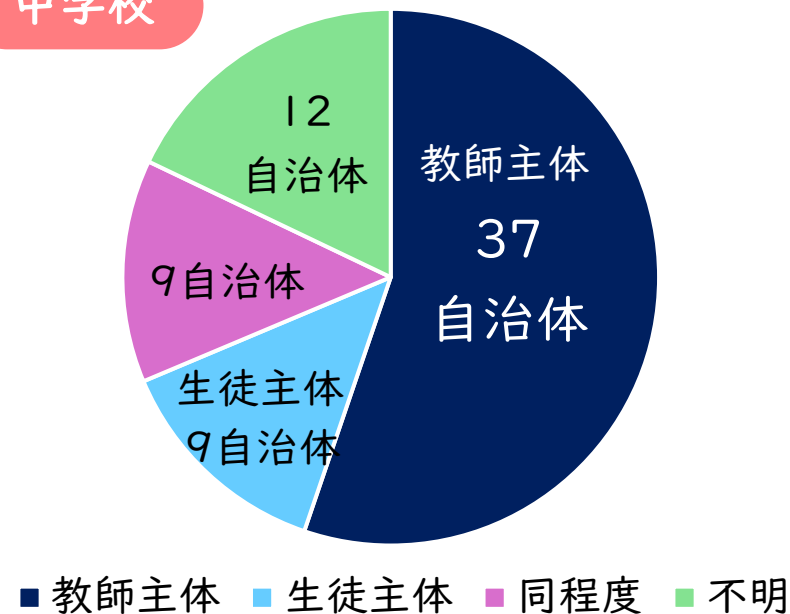
【都道府県・指定都市委員会へのアンケート調査】

- ・ 小学校 → 約4割の自治体が、教師主体の課題設定を行った授業を展開している。
 - ・ 中学校 → 半数以上の自治体が、教師主体の課題設定を行った授業を展開している。
- ➡ 多くの学校において、児童生徒の興味・関心に基づく課題を設定するのではなく、教師が自ら課題を設定した指導を展開している実態。

小学校



中学校



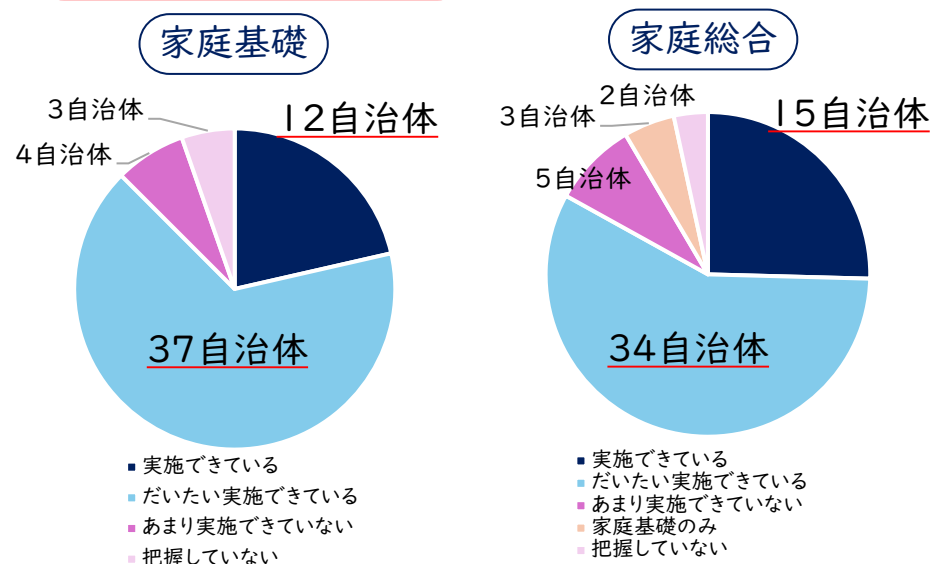
高等学校における「ホームプロジェクト」「学校家庭クラブ活動」の指導の実態について

◆ ホームプロジェクト、学校家庭クラブ活動については、様々な指導上の困難さがある

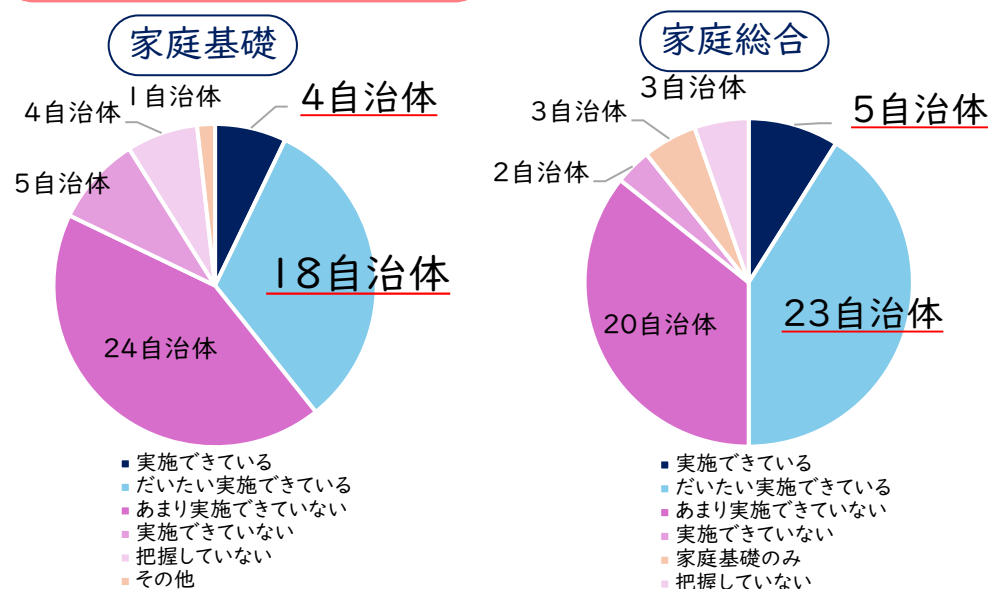
【現状】

- 各学校の特色を生かした優れた指導事例も広がっている一方で、以下のような指導上の困難さも見られる。
(都道府県・指定都市教育委員会等を対象とした会議における意識調査より)
- ・指導の趣旨や内容等についての教員の理解が不十分であったり、指導のノウハウが蓄積されていない実態がある。
 - ・他の内容の指導時間との関係等により、特に課題設定や実践計画を立てるための十分な時間の確保が難しい。
 - ・複数校を兼務する教員や非常勤講師が担当しており、実施に向けての事前指導等が不十分になってしまうケースがある。

ホームプロジェクト



学校家庭クラブ活動



高等学校における家庭基礎・家庭総合の指導の実態について①

◆ 高等学校においては、約 8 割の生徒が「家庭基礎」を履修している

前提条件：履修年次について

- 家庭基礎(2単位)、家庭総合(4単位)のうちから1科目選択して履修(選択必修)
- ※家庭基礎は同一年次で履修、2年次までに履修
- ※家庭総合を複数年次にわたって履修させる場合は、原則連続する2か年で履修
- 内容C「持続可能な消費生活・環境」については、2年次までに履修(成年年齢によるもの)

教育課程編成上の課題

- 高等学校においては、家庭科以外の教科においても、必修科目を中心として、履修年次の条件(※)に基づく教育課程の編成が求められており、他教科・科目との関連も踏まえ、教育課程全体の中で、家庭基礎又は家庭総合を開設する必要
- ※例) 公民科：公共(必修科目)は原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに履修
- 地理歴史科：地理総合(必修科目)の履修の後に地理探究、歴史総合(必修科目)の履修の後に日本史探究または世界史探究を履修
- 情報科：情報Ⅰ(必修科目)を履修、その後に情報Ⅱを選択履修 等
- その他、各学校における学科・専門学科の特色や大学入試への対応等の様々な要素を踏まえ、教育課程全体のバランスを踏まえた編成が行われる必要

現状・実態

【教科書需要冊数(令和7年度)について】 ※文部科学省調査より

科目	教科書需要冊数	割合
家庭基礎	1,003,246冊	82.4%
家庭総合	214,931冊	17.6%
計	1,218,177冊	100.0%

※教科書需要冊数には、生徒用及び教師用の必要見込み冊数が含まれている。

高等学校における家庭基礎・家庭総合の指導の実態について②

◆ 他教科等との兼ね合いや各学校の特色を生かした科目編成、大学入試への対応等、様々な背景がある中で、家庭基礎による最低限の学習に留まっている

【参考】 高等学校における教育課程編成例について

※某県立高等学校の教育課程表をもとに作成（一部加工）
（ ）内は単位数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
1年	現代の国語 (2)		言語文化 (3)		地理総合 (2)		公共 (2)		数学Ⅰ (3)			数学A (2)		生物基礎 (2)		地学基礎 (2)		体育 (3)			保健(Ⅰ)		音楽Ⅰ 美術Ⅰ 工芸Ⅰ 書道Ⅰ (2) ※Ⅰ科目選択		英語コミュニケーションⅠ (3)		学校設定科目 (外国語) (2)		情報Ⅰ (2)		総合(Ⅰ)※		HR活動(Ⅰ)
2年	古典探究 (2) ※2・3年生で分割履修		学校設定科目 (国語) (2)		歴史総合 (2)		学校設定科目 (歴史) (2)		数学Ⅱ (4)			学校設定科目 (数学探究) (2)		物理基礎 (3)		化学基礎 (2)		体育 (2)		保健(Ⅰ)		音楽Ⅱ 美術Ⅱ 工芸Ⅱ 書道Ⅱ (2) ※各科目のⅠ,Ⅱは同一科目を選択		学校設定科目 (外国語) (5)			家庭基礎 (2)		総合(Ⅰ)※		HR活動(Ⅰ)		
3年 文系	文学国語 (3)		古典探究 (3) ※2・3年生で分割履修		地理探究(3) 日本史探究(3) 世界史探究(3) ※文系は2科目(6単位)、 理系は1科目(3単位)選択			倫理 (2)		政治・経済 (2)		数学Ⅲ (3)		物理(4) 化学(4) 生物(4) 地学(4) ※文系は1科目(4単位)、 理系は2科目(8単位)選択		体育 (3)		学校設定科目 (外国語) (5)			総合(Ⅰ)※		HR活動(Ⅰ)										
3年 理系	古典探究 (2) ※3		学校設定科目 (国語) (2)		地理探究 (3) 日本史探究 (3) 世界史探究 (3) ※文系は2科目(6単位)、 理系は1科目(3単位)選択		倫理 (2) 政治・経済 (2) ※理系は1科目(2単位)選択		数学Ⅲ (4)			数学C (2)		物理(4) 化学(4) 生物(4) 地学(4) ※文系は1科目(4単位)、 理系は2科目(8単位)選択			体育 (3)		学校設定科目 (外国語) (5)			総合(Ⅰ)※		HR活動(Ⅰ)									

：必履修科目及び総合的な探究の時間

：地域の特色や個々の生徒の学習ニーズを踏まえた学校設定科目

※「総合」は総合的な探究の時間

教科別の免許外教科担任の許可件数について

◆ 中学校・高等学校ともに、家庭分野／家庭の免許外教科担任の許可件数が多くなっている

中学校

	国語	社会	数学	理科	外国語	技術・家庭 (技術分野)	技術・家庭 (家庭分野)	その他※	計
令和5年度	331 (5.1%)	227 (3.5%)	327 (5.1%)	196 (3.0%)	167 (2.6%)	2,069 (32.2%)	1,863 (29.0%)	1,252 (19.5%)	6,432 (100.0%)

注:「その他※」には、「音楽」「美術」「保健体育」「宗教」「その他」が含まれている

高等学校

	国語	地理歴史	公民	数学	理科	外国語	家庭	その他※	計
令和5年度	81 (3.1%)	232 (8.8%)	332 (12.5%)	107 (4.0%)	93 (3.5%)	150 (5.7%)	202 (7.6%)	1,453 (22.6%)	2,650 (67.8%)

注:「その他※」には、「音楽」「美術」「工芸」「書道」「保健体育」「保健」「看護」「情報」「農業」「工業」「商業」「水産」「福祉」「宗教」「その他」が含まれている

<参考>

免許外教科担任制度

中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部若しくは高等部において、当該学校の普通免許状を有する教員に他の教科を担当させることを特別に認める制度

(根拠条文)

教育職員免許法附則第2項

授与権者は、自分の間、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）の申請により、1年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担当することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担当することができる。

家庭科における指導体制をめぐる諸課題について

◆ 自治体や学校によって、様々な指導体制に関する課題がみられる

教育委員会（指導主事）

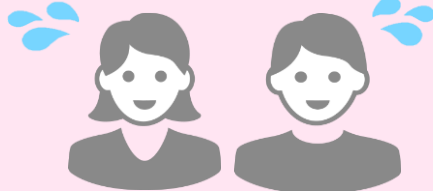


（実態）

- ✓ 家庭科担当の指導主事がいない場合など、他教科等に比べると体制が乏しい
- ✓ 家庭科担当の指導主事はいるが、他教科等と兼任している
 - ・専門は他教科等である
 - ・家庭科の免許を保有していない等

（課題）

- 家庭科担当の指導主事がいないため、国の指導主事会議等について域内への十分な伝達が難しい
- 各種研修等の受講が困難
- 学校訪問等による域内への専門的な指導助言が難しい
 - ・専門性の観点
 - ・指導助言の機会



教育委員会指導主事
家庭科担当教諭等



学校現場（教諭等）



（実態）

- ✓ 複数校を兼務している
- ✓ 非常勤講師である
- ✓ 家庭科の免許を保有していない
- ✓ 「家庭科」に求められる指導内容の範囲が広範になってきており、指導の専門性がより一層求められている

（課題）

- 複数校を兼務している場合に、各学校における指導の機会が限定的で、個別の児童生徒の詳細な様子を把握することが難しい
- 実習の準備や外部団体・人材と連携した授業を実施するための授業準備の時間の確保が難しい
- 必ずしも教諭等の専門性の担保が十分であるとは言い難い
 - ・最新の生活環境に関する知識等のアップデートが難しい
 - ・家庭科の専門性について習得する研修の場が十分とは言い難い